

## 第 26 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年7月25日

第26回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年7月25日(金) 午後1時30分～午後2時19分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- |    |         |                         |
|----|---------|-------------------------|
| 第1 | 報告第51   | 合意解約について                |
| 第2 | 第131号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 第132号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第133号議案 | 非農地証明願いについて             |

4. 出席委員 (13名)

1番	阿部 實	2番	笹森 裕市	4番	阿部 和郎	5番	加藤 隆
6番	星 政広	7番	加藤 久子	8番	森 富夫	9番	熊谷 繁寿
10番	穴戸 明美	11番	遠藤 信悦	12番	堀米 一郎	14番	小丸 等
15番	遠藤 裕一						

5. 欠席委員 (2名)

3番 山本 重人 13番 佐藤進一郎

6. 説明等のための出席者 (6名)

農地利用最適化推進委員

柄目 利徳 齋藤 巧一 牛澤 初雄

事務局

局長 加藤 満 主幹兼係長 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (0名)

議 事

議 長

ただいまから第26回角田市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は、3番山本重人委員、13番佐藤進一郎委員から欠席の届出  
がございました。

本日の出席委員は、13名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方  
から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に10番穴戸明美委員、14番小丸 等委  
員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

それでは報告に入ります。

報告第51 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり  
報告する。

令和7年7月25日報告 角田市農業委員長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたしま  
す。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査  
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第131号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

譲渡人

譲受人 角田市 字

外6件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可  
申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査  
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認を頂いております。

1番、2番を柄目利徳農地利用最適化推進委員、3番、4番を齋藤  
巧一農地利用最適化推進委員、5番を牛澤初雄農地利用最適化推進  
委員、6番、7番を事務局からお願いします。

それでは、1番、2番からお願いいたします。

柄目利徳

はい。それでは、現状確認をしてきましたので、ご報告申し上げた

推進委員

と思います。

日時は、7月18日の午後3時頃でした。

農地の形状は畑ですね。

耕作状況は、正直言いまして、場所が本当に分かりにくかったんですけども、大島というところで、土手を上がったたり、降りたりして、場所を確認しました。今までないぐらい難しかったです。

河川敷の畑になっていまして、デントコーンが栽培されていました。

排水等は全く問題と思われまます。台風とか来れば別ですけども。

問題ないと見てきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひまます。

2番目のところは、同じく18日の午後3時半頃見てきました。

畑の状態になっていまして、耕作放棄地だろうというふうに見てきました。

取得後は、大型機械か何かで耕運すれば、全く問題ないというふうに見てきました。

雑草が生い茂っていましてけれども、刈り取りすれば問題ないというふうに思ひまますし、排水等も良好というふうに見てきましたので、問題ないかと思ひまます。

よろしくご審議をお願ひしまます。以上です。

議長

はい。ご苦勞さまでした。

それでは、3番、4番を齋藤巧一農地利用最適化推進委員にお願ひしまます。

齋藤巧一  
推進委員

はい。それでは3番からご説明しまます。

確認日は7月21日の午前9時半頃でありまました。

場所につきまましては、[ ]から、100mくらい西の方に行ったところになります。

畑であり、保全管理しており草刈りをしていましてという状況でした。

譲受人の隣の畑なので、今後の管理については、問題はないと思われまます。

4番については、確認日は7月20日の午前10時頃で、場所については、[ ]の事務所から、西に300mくらい行ったところの畑でありまして、草は半分くらい刈ってある状態で、今後、トラクター等で耕作すれば、問題はないであろうと思ひまます。

以上、報告いたしまます。

議長

はい。ご苦勞様でした。

続きままして、5番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員にお願ひいたしまます。

牛澤初雄  
推進委員

はい。それでは、報告しまます。

確認は、7月17日の10時頃、3箇所について行いまました。

譲渡人と譲受人とは親戚になっていまして、譲渡人につきまましては高齢であり、住んでいましてるところが[ ]で、目が届かないという

議 長  
齋藤主査

ことで、譲受人に所有してもらいたいということで話があって、譲り受けるようなことになったという話を本人から聞きました。

いずれの農地も耕作を依頼し耕作されています。

特に問題はないと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

はい。ご苦労様でした。

6番、7番を事務局からお願いします。

6番の現地調査の内容について報告いたします。

確認日は7月18日、時刻は午後4時頃に現地確認を馬場紀夫農地利用最適化推進委員にさせていただきました。

場所は、                    の斜め向かいにある農地になります。

畑でありまして、柿の木等の雑木が数本ありますが、草刈り等の管理はされているようです。

地域との調和要件についても特に支障ないということで報告がありましたので、権利取得にあたって問題ないものと思われま

す。

以上です。

引き続き7番です。

こちらの確認日は、7月23日午前11時半頃、現地確認を佐藤利夫農地利用最適化推進委員にさせていただいております。

場所は、                    の近辺にある農地になります。

現在の状況は、りんご畑で綺麗に管理されているということで報告をいただいております。

こちらは、借人が遠方になりますので、それについての補足を事務局の方からさせていただければと思いますが、まず、今回の借人ですが、元々角田出身者で、角田に実家があり、そこには弟夫婦が住まれているようです。

りんごを栽培していた貸人が体調を崩されご子息のところに移られるということで、現在も手伝いをしている親戚関係にある借人が、その空き家に                    から来て、1週間とか、まとまって滞在をして、りんごの栽培をやりたいということであり、また、新規就農ということで計画書も併せて提出をさせていただいている状況です。

宇都宮市からは、車で約3時間半程度かかるが、本人は、行き来は苦にならないとのことで、権利取得に当たっても問題はないのではないかとということで、事務局側でも確認を重ねて、今回議案として挙げさせていただいている次第となります。

以上です。

議 長

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第131号議案について、許可することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

続きまして、第132号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人

譲受人 角田市 字

外2件より、頭書の規定による所有権移転の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長  
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地調査を頂いております。

1番、2番を事務局、3番を森 富夫委員をお願いいたします。

まず、事務局からお願いいたします。

藤 卷 係 長

はい。

1番です。7月23日の午後2時10分頃、藤巻が確認いたしました。

から南へ直線距離約2,300mの地点で、場所は に近接しており、具体的には畑となっております。

この土地の転用目的は、倉庫の敷地として利用するためのものです。

申請地は、譲受人の所有地との隣接地であり、譲受人の管理下において砂利置場などの整備作業が行われており、既に一定の土地利用がなされている状態です。

こうした状況から判断すると、新たな用途変更による周囲への影響については極めて限定的であると考えられます。

以上の点を踏まえまして、本案件については既存の利用状況と周辺環境を総合的に考慮し、大きな問題はないと判断しております。

皆様には、この案件についてご審議いただき、ご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

2番です。7月23日の午後2時30分から、藤巻が確認した内容についてご報告申し上げます。

まず、日時についてですが、7月23日の午後2時30分に現地調査を実施いたしました。

場所は、 から東へ直線距離で約220m離れた畑となります。

転用目的は、資材置き場の敷地として利用される予定です。

具体的には、建設資材や作業用具の一時保管場所としての用途を想定されています。

申請地は住宅地の中に位置しており、その周囲には農地も点在していますが、現段階ではこの用途変更が周辺環境や地域住民に与える影響は限定的と判断しております。

以上の点を踏まえまして、本案件について特に大きな問題はないと判断しております。

ご審議いただく皆さまには、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。何卒よろしくお願いたします。

議 長  
森 富 夫 員  
委 員

はい。ご苦労さまでした。

それでは、3番を森 富夫委員からお願いいたします。

それでは、3番のご報告をさせていただきます。

現地確認日は、7月23日の9時35分頃です。

メンバーは、全体調査委員の笹森裕市委員、山本重人委員、佐藤清彦農地利用最適化推進委員、事務局から加藤局長、藤巻係長、そして私、それから行政書士の福島さん他1名の8名で現地を確認しました。

場所は、                    の下ですけれども、私も知らなかったんですが、つい最近、                    が                    を購入したということで、それに伴い、畑に倉庫を建てるということです。

野菜倉庫ということで、一部冷蔵のファンの音はするらしいですが、30mぐらい道路を挟んで、家があるんですけれども、そこにはお話をして、承諾いただいたとのことであり、その他の家については100m以上離れていますので、特に大きな支障はないものと判断しています。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長  
議 長

はい。ご苦労さまでした。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第132号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは、次に移ります。

第133号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人 角田市          字                    

外4件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

藤 卷 係 長  
議

事務局の説明をお願いいたします。

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

1番、2番を事務局、3番を遠藤信悦委員、4番を森 富夫委員、5番を宍戸明美委員からお願いいたします。

まず、1番、2番を事務局からお願いいたします。

藤 卷 係 長

1番です。

7月23日の午後1時10分頃、藤巻が現場を確認いたしました。

場所は、                    から東北方向へ直線距離で約300m離れた畑地帯です。

この土地は長年にわたり耕作されておらず、そのため農業利用の形跡も少なくなっております。

周囲にはブロック塀が建設されており、これまでの状況から見ても、この土地は非農地として位置付けられることが妥当と考えられます。

特に、土地の利用状況や周辺環境を総合的に判断した結果、本件申請地は農地法上問題なく非農地として扱うことができると認識しております。

次に2番です。

こちら7月23日の午後1時40分頃、藤巻が確認いたしました。

場所は                    から西へ直線距離で約1,200m離れた畑です。

この土地は長期間放置されている状態であり、その結果として山林化している状況で、従来の農業利用や管理活動も見受けられません。

このような状況からも、この土地は非農地として判断ができると考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、3番を遠藤信悦委員、お願いいたします。

遠 藤 信 悦  
委 員

3番の案件になりますけども、7月23日の9時頃から全体調査委員の笹森裕市委員、山本重人委員、門馬明子農地利用最適化推進委員と私、事務局から加藤局長、藤巻係長、                    の方とで確認いたしました。

この案件につきましては、願出人が相続登記するために測量したところ、農地に家や倉庫が建っているということで、今回発覚した事案でございます。

これについては、もう数十年前からこのような状況になっておりますので、問題ないかと思われまます。以上です。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、4番を森 富夫委員からお願いいたします。

森 富 夫

はい。4番の案件です。

委員

7月23日の午前9時20分頃、全体調査委員の笹森裕市委員、山本重人委員、佐藤清彦農地利用最適化推進委員、事務局の加藤局長、藤巻係長、それから私の6名で確認しました。

場所は、[ ]の下、[ ]から山側に300m行ったところ  
です。

この境内にあった上の方の畑は、既にお墓が何十件と建てられて  
いました。下の方は、駐車場となっています。当時、申請すれば問  
題なかったんでしょうけど、山側に上って行くお墓が嫌なので、そ  
の下の畑を少しずつお墓にして、現在に至っているものと思いま  
す。

現況でも特に周りの環境を悪くしている訳でもないので、特に問  
題はないかと判断してきました。

ご審議をお願いします。

議長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、5番を宍戸 明美委員からお願いいたします。

宍戸明美  
委員

はい。5番の案件について報告いたします。

現地確認は、7月23日の午前10時頃でした。

全体調査委員の笹森裕市委員、山本重人委員、事務局から加藤局  
長と藤巻係長、今野林一郎農地利用最適化推進委員と私の6名で行  
いました。

場所は、[ ]から山の中に入って行ったところで、ため池が  
あるところのちょっと手前ですけれど、先々月もその近辺に非農地  
証明の願い出がありました。

今回の願い出も、非農地にしていい場所です。

この間、農地パトロールの時にも、この辺はもう農地としては無  
理なのかなと思って見てまいりました。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

はい。ご苦労さまでした。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第133号議案については、適当と決  
定いたしました。

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

事務局からお願いいたします。

加藤局長  
議長

(令和7年度研修会等について説明)

皆様の方から何かありませんか。

遠藤信悦  
委員

議長  
藤巻係長

はい。遠藤信悦委員。

すみません。今回は、太陽光発電設備の申請は無かったんですが、太陽光発電設備の申請にあたり、住民説明会の意見書に対する回答書の入手というのは、可能なのでしょうか。

事務局から。

太陽光発電設備を設置するなぐれを説明します。

第一に、事業者は市長（生活環境課）との事前相談を実施します。

この段階では、計画内容や設置場所、環境への配慮点などについて詳細に説明し、市の指導や助言を受けることで、計画の適正性や地域の理解を深めます。

第二に、事業者は地域住民等へ説明会を開催します。

説明会では、発電事業の目的やメリットだけでなく、環境保全策や周辺住民への影響についても丁寧に説明し、不安や疑問に対して誠実に対応することになります。

第三に、事業者はこれらの準備が整った段階で、市長（生活環境課）へ協議書を提出します。この協議書には相談内容や地域住民への説明結果などを記載し、市側と正式な調整・確認作業を行います。

続いて、市長（生活環境課）はこの協議内容を踏まえ、「再生可能エネルギー発電事業同意通知書」を事業者へ通知します。この通知書は、市としてその計画について一定程度の上承または条件付き承認を示すものになります。

最後に、事業者はこの「再生可能エネルギー発電事業同意通知書」の写しを添付しながら農地転用許可申請書を農業委員会へ提出します。同意書がなければ、農地転用申請書は受付をしません。

遠藤信悦委員がおっしゃっていたその意見書ですが、協議書のことだと思います。

協議書につきましては、生活環境課に頂戴できないか相談いたします。

遠藤信悦  
委員

今の話が続くんですが、今の角田市の条例ですと、説明会を開きます。意見書を持って帰ります。意見書を提出します。ただし、OK、NGについては、住民にお知らせは無いですね。

何を言いたいかと言いますと、住民が、これじゃ駄目だよって言える場がないんですよ。今のシステムでは。

意見に対する反論の場がないんですよ。意見の回答に対する反論の場が。

住民の意見に対して、業者がこういう対応をしますと言うと、生活環境課はOKとする。

ただ、住民は、本当にOKなのかどうかも分からないまま、進んで行ってしまう感じになっているんじゃないかなと思って、今回、

藤 卷 係 長

お話しさせていただきました。

分かりました。

農業委員会総会の意見として、住民説明会において住民の声や思いを確実に業者に伝える仕組みの構築と、事業者からの提出書類内容を住民にも明確に伝達することについて、生活環境課に提案したいと思います。

遠 藤 信 悦  
委 員 長  
議

よろしく申し上げます。

今あった要望をなるべく早めに生活環境課の方にお話をしてください。

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部實職務代理人から申し上げます。

阿 部 實 職 務  
代 理 者

(職務代理人あいさつ)

午後 2 時 19 分 終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年7月25日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_